

東北医科薬科大学の学則の変更について（届出）

令和 3 年 10 月 26 日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人 東北医科薬科大学

理 事 長 高 柳 元 明

このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第 2 条の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。

記

- ・ 学生の休学中の在籍料の設定に係る学則変更

変更の事由及び時期を記載した書類

令和3年10月26日

1. 変更の事由

大学において、学生の休学中の在籍料徴収について新たに規定するため。

2. 変更の時期

令和4年4月1日

新旧対照表

○東北医科薬科大学学則

新	旧
<p>東北医科薬科大学学則</p> <p>昭和35年4月1日制定</p> <p>改正 <u>令和3年10月21日</u></p> <p>第5章 入学・編入学・休学・復学・退学・転学・転科・除籍・復籍 (入学手続)</p> <p>第23条 入学、編入学試験に合格した者は、所定の期日までに保証人を定め、<u>誓約書、保証書及び所定の書類を提出するとともに、所定の納付金を納入しなければならない。</u></p> <p><u>2 (削除)</u> (休学)</p> <p>第25条 疾病その他の事由で引き続き3か月以上修学ができない者は、休学を願い出ることができるものとし、その期間は、在学年数に算入しない。</p> <p>2 前項により休学しようとする者は、その事由を付した保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。ただし、疾病のため休学しようとする場合は、医師の診断書を添えなければならない。</p> <p>3 前2項にかかわらず、本大学が、疾病その他特別の事由があると認める者に休学を命ずることがある。</p> <p>4 休学の期間は、<u>休学を許可された日から、原則として、当該学期末又は当該年度末までとする。</u></p> <p>5 休学の期間は、通算して医学科及び薬学科においては6年間、生命薬科学科においては4年間を超えることができない。</p> <p>(除籍)</p> <p>第28条 次の各号の一に該当する者は、除籍することがある。</p> <p>(1) 第25条第5項に定める休学期間に達しても復学できない者</p> <p>(2) 第3条に規定する在学年限を経てなお所定の課程を修了できない者</p> <p>(3) 同一学年に2年在学しなお修了できない者</p> <p>(4) 授業料、<u>在籍料</u>、その他の納付金を所定の期日までに納付しない者で、なおかつ督促を受けてから30日以内に納付しない者</p>	<p>東北医科薬科大学学則</p> <p>昭和35年4月1日制定</p> <p>第5章 入学・編入学・休学・復学・退学・転学・転科・除籍・復籍 (入学手続)</p> <p>第23条 入学、編入学試験に合格した者は、所定の期日までに保証人を定め、<u>学則及びその他の諸規則を固く守ることを誓約しなければならない。ただし、保証人は、学生の学資支出に責任を有する父母若しくは縁故者に限る。</u></p> <p><u>2 前項の誓約等については、別に定める。</u> (休学)</p> <p>第25条 疾病その他の事由で引き続き3か月以上修学ができない者は、休学を願い出ることができるものとし、その期間は、在学年数に算入しない。</p> <p>2 前項により休学しようとする者は、その事由を付した保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。ただし、疾病のため休学しようとする場合は、医師の診断書を添えなければならない。</p> <p>3 前2項にかかわらず、本大学が、疾病その他特別の事由があると認める者に休学を命ずることがある。</p> <p>4 休学の期間は、<u>1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合には、1年を超えて許可することがある。</u></p> <p>5 休学の期間は、通算して医学科及び薬学科においては6年間、生命薬科学科においては4年間を超えることができない。</p> <p>(除籍)</p> <p>第28条 次の各号の一に該当する者は、除籍することがある。</p> <p>(1) 第25条第5項に定める休学期間に達しても復学できない者</p> <p>(2) 第3条に規定する在学年限を経てなお所定の課程を修了できない者</p> <p>(3) 同一学年に2年在学しなお修了できない者</p> <p>(4) 授業料、その他の納付金を所定の期日までに納付しない者で、なおかつ督促を受けてから30日以内に納付しない者</p>

新	旧
<p>(復籍)</p> <p>第28条の2 前条第4号により除籍された者が14日以内に復籍を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が許可することができる。</p> <p>第6章 入学検定料・入学金及びその他の納付金・授業料・<u>在籍料</u> (授業料及びその他の納付金)</p> <p>第31条 授業料及びその他の納付金は、<u>別表2-1</u>及び<u>別表2-2</u>に定めるとおりとし、次の2期に分納することができる。</p> <p>第1期 4月1日から5月31日まで 第2期 10月1日から11月30日まで</p> <p>2 <u>休学期間が学期の全期間にわたる場合は、その学期の授業料、施設設備費、教育充実費は免除する。ただし、別表2-1及び別表2-2に定める在籍料を納入しなければならない。</u></p> <p>3 第22条に定める者は、新入学生に準じて納付しなければならない。 (納付金の返付)</p> <p>第32条 前条にかかる既納の納付金は、返付しない。 <u>ただし、入学手続きを完了した者で、所定期日までに入学辞退の届出をした場合は、納付した施設設備費を返付する。</u></p> <p><u>附 則 (令和3年10月21日改正)</u></p> <p>1 <u>本学則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第31条第2項の規定は、令和4年3月31日現在の在籍者にも適用する。</u></p> <p><u>別表2-1</u> <u>別表2-2</u></p>	<p>(復籍)</p> <p>第28条の2 前条第4号により除籍された者が14日以内に復籍を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が許可することができる。</p> <p>第6章 入学検定料・入学金及びその他の納付金・授業料 (授業料及びその他の納付金)</p> <p>第31条 授業料及びその他の納付金は、<u>別表2-1</u>及び<u>別表2-2</u>に定めるとおりとし、次の2期に分納することができる。</p> <p>第1期 4月1日から5月31日まで 第2期 10月1日から11月30日まで</p> <p>2 <u>授業料は、休学者も納付しなければならない。ただし、事由を付して保証人連署の願書を提出した場合には、特に必要があると認めるときは、一部を免除することができる。</u></p> <p>3 第22条に定める者は、新入学生に準じて納付しなければならない。 (納付金の返付)</p> <p>第32条 前条にかかる既納の納付金は、<u>いかなる理由があっても返付しない。</u></p> <p><u>別表2-1</u> <u>別表2-2</u></p>

別表 2 - 1

新

医学部納付金一覧

(単位：円)

	新入学生	委託研究生	科目等履修生	研究生
入学検定料 (一般選抜)	60,000	—————	—————	—————
入学検定料 (大学入学共通テスト 利用選抜)	35,000	—————	—————	—————
入学金	1,000,000	—————	—————	—————
施設設備費	1,000,000	—————	—————	—————
授業料	3,000,000	—————	—————	—————
教育充実費	1,500,000	—————	—————	—————

在籍料

(単位：円)

	金 額
休学者の在籍料	<u>750,000(半期)</u>

別表2-1

旧

医学部納付金一覧

(単位：円)

	新入学生	委託研究生	科目等履修生	研究生
入学検定料 (一般選抜)	60,000	————	————	————
入学検定料 (大学入学共通テスト 利用選抜)	35,000	————	————	————
入学金	1,000,000	————	————	————
施設設備費	1,000,000	————	————	————
授業料	3,000,000	————	————	————
教育充実費	1,500,000	————	————	————

別表 2 - 2

新

薬学部納付金一覧

(単位：円)

	新入学生	編入学生	委託研究生	科目等履修生	研究生
入学検定料	35,000 ※ (17,000)	35,000	—	—	—
入学金	(薬学科) 400,000 (生命薬科学科) 350,000	(薬学科) 400,000 (生命薬科学科) 350,000	10,000	10,000	10,000
施設設備費	(薬学科) 525,000 (生命薬科学科) 350,000	(薬学科) 525,000 (生命薬科学科) 350,000	—	—	—
授業料	(薬学科) 1,300,000 (生命薬科学科) 1,080,000	(薬学科) 1,300,000 (生命薬科学科) 1,080,000	月額 99,000	1 単位当 20,000	1,188,000 月額 (99,000)

※は大学入学共通テスト利用選抜受験者の検定料

在籍料

(単位：円)

	金額
休学者の在籍料	<u>180,000(半期)</u>

別表 2-2

旧

薬学部納付金一覧

(単位：円)

	新入学生	編入学生	委託研究生	科目等履修生	研究生
入学検定料	35,000 ※ (17,000)	35,000	—	—	—
入学金	(薬学科) 400,000 (生命薬科学科) 350,000	(薬学科) 400,000 (生命薬科学科) 350,000	10,000	10,000	10,000
施設設備費	(薬学科) 525,000 (生命薬科学科) 350,000	(薬学科) 525,000 (生命薬科学科) 350,000	—	—	—
授業料	(薬学科) 1,300,000 (生命薬科学科) 1,080,000	(薬学科) 1,300,000 (生命薬科学科) 1,080,000	月額 99,000	1 単位当 20,000	1,188,000 月額 (99,000)

※はセンター試験利用入試受験者の検定料